

医政発 1001 第 8 号
令和 3 年 10 月 1 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」の一部改正について

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）の一部の施行により、令和 3 年 10 月 1 日付けで、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）が改正されたことに伴い、「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 4 号厚生労働省医政局長通知）を下記のとおり改正し、本日より適用することとしたため、御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

本文及び様式中「第 11 条の 2 第 1 項」を「第 12 条の 2 第 1 項」に、「同法第 11 条の 6 第 1 項」を「同法第 12 条の 6 第 1 項」に改める。